八〇五　特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件　二七　134　二九

八〇六　粗糖の平均輸入価格等を定めた件　二八　三

八〇七　ベにふうき緑茶中のメチル化カテキンの定量―高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格の一部を改正する件　二八　四

八〇八　ウンシュウミカン中のβ―クリプトキサンチンの定量―高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格の一部を改正する件　二八　四

八〇九　災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件　二九　二

八一〇　保安林の指定を解除する件　二九　二

八一一―八一九　保安林の指定施業要件を変更する件　二九　二

八二〇　種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件　二九　136　一一

八二一　うなぎ養殖業につき、その許可をすべき水産動植物の総量等及び許可を申請すべき期間を定める件　三〇　一

八二二　内水面漁業の振興に関する法律第三十条において読み替えて準用する漁業法第四十一条第一項第五号の農林水産大臣の定める養殖場の基準を定める件　三〇　二

〇農林水産省、経済産業省

二　商品先物取引法施行規則第三十八条第十三項及び第九十九条第一項各号の規定に基づき、商品先物取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件の一部を改正する件　二三　132　四一

〇農林水産省、環境省

一　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件　七　一

〇経済産業省

七五　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件　一四　二

七六　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十四条の規定に基づき、令和五年五月五日の地震による石川県珠洲市の区域に係る激甚災害に関し定める件　一四　125　二二

七七　商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された大韓民国の監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件　一五　126　六

七八　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州共同体委員会の標章を指定した件　一五　126　八

七九　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州石炭鉄鋼共同体の標章を指定した件　一五　126　八

八〇　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州経済共同体の標章を指定した件　一五　126　九

八一　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州連合安全保障研究所の標章を指定した件　一五　126　九

八二　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際海洋法裁判所の標章を指定した件　一五　126　一〇

八三　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された地中海のための連合の標章を指定した件　一五　126　一〇

八四　電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録の更新をした件　一九　七

八五　中小企業信用保険法第二条第五項第七号の規定に基づく同号の金融取引の調整を指定する件　二三　二

八六　一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示　二三　132　四二

八七　令和四年経済産業省告示第八十三号（事業者が自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組に係る報告の様式を定めた件）の一部を改正する告示　二三　132　四二

八八　登録免許税法別表第一第百四号（一）から（七）までに掲げる登録及び許可に係る同法第二十四条第一項の登録免許税の納付の期限及び書類の一部を改正する告示　二九　三

八九　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の事由及び地域を改正する件の一部を改正する件　三〇　三

九〇　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件の一部を改正する件　三〇　三

九一　中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件　三〇　137　一三

九二　原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則の一部を改正する告示　三〇　137　一四

九三　外国為替令第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件第八号ただし書に規定する我が国のエネルギー安全保障のため特に必要なものとして経済産業大臣が指定する役務取引　三〇　特53　二